



ジェネリック医薬品のさらなる 使用促進について

厚生労働省医政局経済課
後発医薬品使用促進専門官

嶋田 勝晃

(平成30年3月ご寄稿時の職名)

後発医薬品の使用割合に係る数値目標については、2015年(平成27年)6月の閣議決定において、「2020年度(平成32年度)までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」とされていましたが、この80%目標の達成時期については、昨年6月の閣議決定において、「2020年(平成32年)9月まで」と決定されました。

後発医薬品の使用割合については、これまでの後発医薬品の安定供給、品質等に関する信頼性の向上、診療報酬上の措置など、国を始め、関係者による様々な取組の結果、医薬品価格調査(薬価本調査)では、2017年(平成29年)9月に65.8%に到達しました。

政府として、後発医薬品の使用割合に係る数値目標を初めて定めたのは2007年(平成19年)のことです。この年の使用割合は9月時点で34.9%でしたので、この頃と比較すると使用割合の伸び幅は30%超となり、着実に延伸している状況にあると考えています。

一方で、後発医薬品の使用割合については、都道府県間で差が生じており、その差は最大で約20%にも及んでいることから、使用割合80%という目標を達成するためには、更に力を入れて取り組んで行かなければならないと考えています。

このため、厚生労働省では、2018年度(平成30年度)予算において、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない地域や薬剤料が多い大都市圏を重点地域として指定し、都道府県の取組を支援するための予算を計上しました。

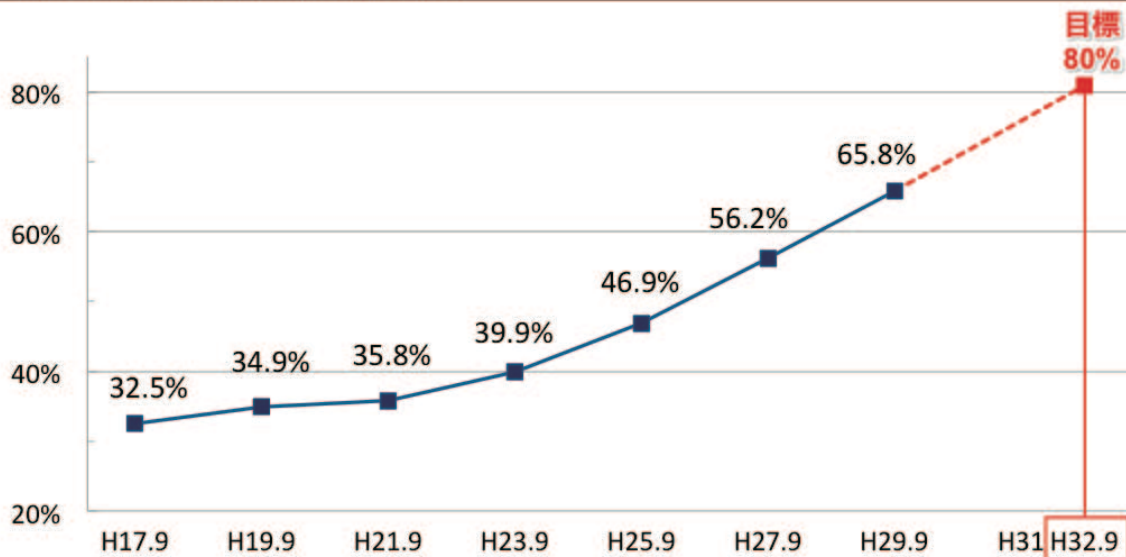
具体的には、他の地域と比べて後発医薬品の使用促進が進んでいない地域における個別の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえた取組を実施することとしており、重点地域の都道府県において、例えば、地域の保険者が有するレセプトデータを活用して地域における医療機関・保険薬局における後発医薬品の使用状況を調査・分析することなどにより問題点を把握し対策を講ずることとしています。



後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できる
 よう、更なる使用促進策を検討する。



注）「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ

後発医薬品使用促進対策費（重点地域使用促進強化事業経費）

平成30年度予算額 89,000千円(新規)

- 後発医薬品の使用促進は、いわゆる骨太方針2015で数量シェア80%以上の目標を掲げ取り組んできた。
- 骨太方針2017において平成32年9月までに80%とする達成時期とともに、更なる使用促進を検討することとされた。
- このため、後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から重点地域として指定し、各地域における個別の問題点の調査・分析を行う。
- その上で、地域に合ったモデル事業を実施することにより後発医薬品の更なる使用促進を図る。

事業内容

- ① 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から重点地域（※）として指定し、地域における個別の問題点を調査・分析する。
- ② モデル事業を実施する。

重点地域を指定
 （※）大都市圏、数量シェアが低い地域



指定した都道府県において以下の取組を実施

- 問題点の調査・分析
- モデル事業の実施
 （モデル事業の主な内容）
 - ① 品質信頼性確保による使用促進
 - ② 使用促進停滞機関への促進周知依頼による使用促進
 - ③ 医師と薬剤師の連携による使用促進





このように、後発医薬品のさらなる使用促進のためには、これまで以上に地域の実状に応じたきめ細やかな取組が重要であり、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者といった関係者のより一層の連携が大変重要なことであると考えています。このような観点からの取組の一環として、日本ジェネリック製薬協会に尽力いただき、本年2月18日に東京都において医療関係者や保険者が後発医薬品の使用割合80%の達成に向けた課題等について意見交換を行うためのパネルディスカッションを開催しました。

このパネルディスカッションは、今後も定期的に開催することとしていますが、2月18日のパネルディスカッションでは、特に後発医薬品に係る副作用等の情報の共有が重要であることが指摘されました。関係団体、後発医薬品メーカーにおいては、情報提供に関する様々な取組が行われているところですが、これまで以上に情報提供が求められていますので、医療機関、保険薬局へのより一層の取組をお願いします。

保険者に関する取組としては、厚生労働省において、保険者別の後発医薬品の使用割合を公表することとしています。この取組はまず、2017年度末(平成29年度末)の実績について2018年(平成30年)の夏頃を目途に厚生労働省から都道府県に対して保険者別の使用割合のデータを送付し、都道府県や保険者協議会における分析・検討に活用してもらうこととしています。2018年度(平成30年度)以降の実績については、各年度の9月時点の実績を当該年度末に、各年度末時点の実績を翌年度の夏頃に公表することとしています。

また、2018年度(平成30年度)から開始される第3期医療費適正化計画において後発医薬品の使用促進に関する取組目標が盛り込まれることや、都道府県が保険者協議会の構成員となることから、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に加え、医療費適正化に関わる関係者との連携も重要となります。

このため、厚生労働省としては、都道府県に対して、都道府県内における後発医薬品の使用促進を担う部署、医療費適正化を担う部署、保険者業務を担う部署の連携や、後発医薬品の使用促進の役割を担う後発医薬品の使用促進のための協議会と保険者協議会とが連携して取組を推進するよう要請しています。

また、いくつかの都県においては、後発医薬品の使用促進のための協議会の活動を休止しているところもあるため、活動の再開も要請しています。

このように、これまでの取組に加え、地域の関係者が連携することによって地域の取組がより一層活発化されるよう取り組んでいくこととしています。